



参考資料
(関係法令、閣議決定)

2025年1月9日

◎中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）

（国の責務）

第3条

2 国は、前項の措置として、特に、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後^{※1}30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。

※1 中間貯蔵開始時期：2015年3月

2011. 11. 11 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（特措法）第7条に基づく基本方針（閣議決定）（抄）

5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

・・・また、仮置場等の確保等の観点から、除去土壌について、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。

2016. 12. 20 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（閣議決定）（抄）

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

(2) 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等

・・・また、最終処分量の低減を図るため、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。

2024. 3. 19 東日本大震災復興基本法第3条に基づく「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本指針（閣議決定）（抄）

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(2) 原子力災害被災地域

②環境再生に向けた取組

・・・再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め、地元の理解を得ながら具体化を推進する。